

第4期守山市地域福祉計画策定支援業務プロポーザル等実施要項

1 事業の目的

平成30年4月の社会福祉法の一部改正において、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられた。また、上記法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されたことから、これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取組等をもとにしながら「地域共生社会」を実現するための計画として策定・改定する必要があることを踏まえ、情報収集や現状分析、会議要旨のとりまとめ、素案の作成補助やレイアウト・デザイン等を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。

2 業務名

第4期守山市地域福祉計画策定支援業務

3 業務場所

守山市吉身二丁目地先

4 業務内容

別紙業務仕様書のとおり

5 見積上限価格（税抜き価格）

金 2,479,091 円

6 履行期間

令和3年契約締結日から令和4年3月31日まで

7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

本業務は、地域福祉計画策定に対するノウハウの蓄積や地域福祉の直近の情報等を有していること、また他市町村における同計画の策定業務に従事した経験があるなど計画策定業務に精通し、知識、技術力、経験等が必要な業務であり、価格だけの競争にはなじまないため。

8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|-------------|-------------|
| ・実施要項発表 | 令和3年4月2日(金) |
| ・質問締め切り | 4月9日(金) |
| ・質問回答 | 4月13日(火) |
| ・審査提案書提出期限 | 4月16日(金) |
| ・審査の実施 | 4月下旬 |
| ・審査結果通知(発送) | 5月上旬 |

9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

10 公募条件、応募期間、応募方法および選定基準

別紙募集要項のとおり

11 提案書作成要領

(1) 提案内容

- a. 業務実績(過去5年以内の本業務と同種の業務の請負実績)
- b. 計画書作成イメージ(過去に作成した計画書の見本等)
- c. 本計画策定に係る業務体制・連絡調整等
- d. 業務の見積書

(2) 提案書の様式および部数(様式自由)

提案書 5部

(3) 提出方法

持参または郵送等(提出期限必着)

(4) 提出期限

令和3年4月16日(金) 受付時間は執務時間中とする。

(5) 提出場所 守山市健康福祉部健康福祉政策課

(6) 記入上の注意

- ・提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

12 質疑応答

本プロポーザルに関して疑義のある方は、質問書(任意様式可)にて、令和3年4月9日(金)までに上記11(5)提出場所宛に提出してください。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等(当日消印有効)によるものとします。電話および

口頭による受付は出来ませんのでご注意ください。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記 11(5)提出場所の窓口およびホームページにて4月13日(火)から掲載します。

13 審査方法および審査基準

審査方法については提案書類の審査およびプレゼンテーションを実施した上で、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、総合的に判断して最も優れた企画提案を行ったものを候補者とする。

(1) 審査員構成

審査は次の4人の審査員により行う。

守山市健康福祉部部长

守山市健康福祉部次長

守山市健康福祉部健康福祉政策課長

守山市健康福祉部健康福祉政策課参事

(2) 書類審査項目

- a. 業務実績（過去5年以内の本業務と同種の業務の請負実績等）
- b. 計画書作成イメージ・編集力
- c. 経済性（予算対比）

(3) プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは、本計画策定支援業務に携わる者（計画案作成や本市との連絡調整等を主として行う者）において行うものとする。
- ・プレゼンテーションの審査項目は次項(4)のとおりとする。事前に資料等がある場合は、プレゼンテーション実施の3日前までに提出を行うこと。

(4) プレゼンテーション審査項目

- a. 計画策定に係る企画・提案力
- b. 業務体制・連絡調整等
- c. 第4期計画策定に係る重点項目およびその取り組みの視点
- d. 守山市の地域福祉計画に関する現状分析および守山市の地域課題
- e. スケジュール(仕様書の内容を踏まえたものになっているか)

(5) 審査日時

- ・令和3年4月下旬予定
- ・1提案者30分程度（質疑応答含む）
- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等については、別に通知する。

(6) 審査結果の通知

- ・令和3年5月上旬に審査結果の通知文を発送する。

14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 支払条件

前金払い なし

部分払い なし

15 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、採択された事業所名および採択事業者の提案書類は公開する場合がある。

16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

17 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所1階

守山市健康福祉部健康福祉政策課 担当：小林

電話 077-582-1123

FAX 077-582-1138

E-mail fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp